明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三一〇）　一
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（**同**三一一）　四
○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**一二九）　五
○重要文化財に文化財を追加して国宝に指定する件（**同**一三〇）　七
○文化財を重要文化財に指定する件（**同**一三一）　八
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（**同**一三二）　八
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（**同**一三三）　八
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**一二五一）　九
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一二五二）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一二五三）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
地方競馬全国協会平成二十五事業年度決算等関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五